

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

(特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵)

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
- 3 家畜人工授精所の業務の別：
- 4 前年 12 月 31 日時点の保存数量：
- 5 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)			年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
生産数量	家畜体内受精卵															
	家畜体外受精卵	生体由来														
		とたい由来														
譲受数量																
譲渡数量																
利用数量																
廃棄又は亡失した数量																
月末時点の保存数量																
備考																

(日本産業規格 A 4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3 の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の本数を記入すること。
- 4 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬入を含む。
- 5 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬出を含む。
- 6 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した受精卵の発見 + 2）。

様式第二十八号
その二（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵）